

令和6年度豊後高田市中小事業者総合支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、「令和6年度豊後高田市中小事業者総合支援業務」について、業務の実施に最も適した委託先事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式による手続きに関し、必要な事項を定めるものである。

2 目的

豊後高田市の中小事業者に対して、専門的なノウハウを持つ民間企業などを広く活用し、今後の事業継続や発展に必要な各種セミナーの開催とともに、各中小事業者が抱える課題に対して多面的な支援を行うことで、中小事業者の持続的発展と雇用確保を推進することを目的とする。

3 業務概要

(1) 業務名

令和6年度豊後高田市中小事業者総合支援業務

(2) 実施主体

豊後高田市中小事業者支援協議会（以下「協議会」という。）

(3) 業務内容

令和6年度豊後高田市中小事業者総合支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

(5) 提案上限額

7,850,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 選定方法

書類審査及びプレゼンテーションによる公募型プロポーザル方式とする。

5 参加資格

本案件に参加することができる事業者は、以下の要件のすべてを満たす法人格を有する民間団体とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 豊後高田市暴力団排除条例（平成23年豊後高田市条例第1号）に規定

する暴力団又は暴力団員に該当する者ではないこと。

- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていないこと（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていないこと（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- (5) 市税等の未納がない者であること。
- (6) 公告の日以降において、豊後高田市からの指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 本業務と同種・同規模程度の業務を実施した実績があり、委託業務を的確に遂行するに足る能力、当該業務に必要な技術を有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員体制を有していること。

6 スケジュール

- (1) 募集開始（公告）・・・・・・・・・・・・・・・・令和6年5月7日（火）
- (2) 質問等提出期限・・・・・・・・・・・・・・・・令和6年5月14日（火）
- (3) 質問等回答期限・・・・・・・・・・・・・・・・令和6年5月17日（金）
- (4) 企画提案書等提出期限・・・・・・・・・・・・・・・・令和6年5月28日（火）
- (5) 審査会（プレゼンテーション）・・・・・・・・令和6年6月上旬
- (6) 審査結果の通知・公表・・・・・・・・・・・・・・・・令和6年6月上旬
- (7) 契約締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和6年6月上旬

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更する場合がある。

7 質問の提出期限、方法等

本業務に関して質問がある場合は、質問書（様式第4号）を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年5月14日（火） 午後5時（必着）

(2) 提出方法

電子メールで提出すること。

メールアドレス kanko@city.bungotakada.lg.jp

(3) 回答方法

提出された質問に対する回答は、質問内容と合わせて、令和6年5月17日（金）までに豊後高田市ホームページへ掲載するものとする。

8 参加申込書及び企画提案書等の提出

- (1) 参加資格要件確認関係書類（各1部）

- ア プロポーザル参加申込書（様式第1号）
 - イ 会社概要書（様式第2号）
 - ウ 類似業務の受託実績を取りまとめた資料
 - エ 履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本の写し
 - オ 納税・完納証明書・国税納税証明書（写し可：法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明（その3の3）・市税完納証明書（原本のみ：豊後高田市に本店又は支店等がある場合のみ必要）
- (2) 企画提案関係書類（各正本1部・各副本6部）
- ア 提案書（様式第3号）
 - イ 企画提案書（任意様式）
 - ウ 見積書（任意様式）
 - エ 見積書の積算根拠となる内訳書（任意様式）
- (3) 提出期限
令和6年5月28日（火）午後5時（必着）
- (4) 提出場所
〒879-0692 豊後高田市是永町39番地3
豊後高田市中心事業者支援協議会事務局
（事務局：豊後高田市役所 商工観光課 商工労政係 宛）
- (5) 提出方法
郵送又は直接持ち込み（土日を除く午前8時30分から午後5時まで）とする。

9 審査及び選定

- (1) 選定方法
協議会において、評価基準に基づく審査を行い、本業務の受託候補者を選定する。
- (2) 審査方法
提出された企画提案書類及びプレゼンテーションを実施し、総合評価により、協議会において審査を行う。
- (3) 評価項目及び配点
評価項目及び配点は、次のとおりとする。

【評価項目及び配点】

評価項目		配点
業務内容の理解	・業務の趣旨を十分に理解し、協議会と連携して業務を円滑かつ適切に推進することが期待できるか。	10

計画の有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・各種業務の実施にあたり、十分な効果が期待できるか。 ・中小企業者の課題解決に向け効果的な方法及び時期が設定されているか。 ・事業効果について、具体的な分析・検証が期待できるか。 	20
計画の実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の中小事業者の特性・課題を踏まえた上で、事業計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があるか。 	20
業務体制・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を実施する体制は整っているか（業務従事者が適正な者であり、適正な人数が配置されているか）。 ・スケジュールは、それぞれの業務の関連性を踏まえ、適切かつ効果的に設定されているか。 	10
類似業務の受注実績	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に他の自治体等において類似業務等の受注実績があり、適正に業務が履行されたかどうか。 	15
独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に提示している以上のことについて、業務目的達成に有意義な独自の提案がされているか。 	15
見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を実施するにあたって、予定価格の範囲内で適切な経費の積算が行われているか。 	10
合計		100

(4) 受託候補者の選定

ア 採点の結果、総合評価点の合計が最も高い提案事業者を受託候補者として選定する。

イ 評価点と同点の提案事業者が複数ある場合は、協議会委員の多数決により選定する。

(5) 選定結果の通知

選定の結果は、別途文書で通知する。選定結果に関する異議の申し立ては受け付けない。

(6) 選定結果の公表

豊後高田市ホームページにおいて公表する。

(7) 失格事項

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ア 参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 見積金額が提案上限額を超えている場合
- エ 「5参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- オ 審査の公平性を害する行為があったと協議会が認める場合

10 業務委託契約

- (1) 協議会と受託候補者は、提出された企画提案書及び見積書の価格を基に、仕様確認等の協議を行ったうえで業務委託の契約を締結するものとする。
なお、協議が整わない場合又は契約締結時までに受託候補者が失格事項に該当した場合は、得点により順位付けられた上位の者から順に契約交渉を行う。
- (2) 企画提案書に記載された事項は、協議会が提示する仕様書と合わせて、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると協議会が判断した場合は、協議会と受託候補者との協議により項目の追加、変更又は削除、金額等の変更を行うことがある。
- (3) 企画提案書に記載された事項が履行できなかつたときは、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行うものとする。
- (4) 契約方法は、随意契約とする。
- (5) 委託料は、本業務の完了検査後、請求に基づいて支払うものとする。

11 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する経費については、提案事業者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において複製を行うことがある。
- (3) 提出物は返却しない。
- (4) 本プロポーザルに係る提案は、1つの提案事業者につき1つとする。
- (5) 提案事業者が1者の場合であっても、本件プロポーザルは成立するものとする。
- (6) 協議会がやむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、本プロポーザルの実施を中止又は取り消すことがある。その場合において、本プロポーザルへの参加者が損害を受ける

- ことがあったとしても、協議会はその責を負わない。
- (7) 本要領に示した書類のほかに協議会が必要と認める書類の提出を求められることがある。

12 連絡先

〒879-0692 豊後高田市是永町39番地3

豊後高田市中小事業者支援協議会事務局

(事務局：豊後高田市役所 商工観光課 商工労政係 宛)

T E L : 0978-25-6219 メール : kanko@city.bungotakada.lg.jp